

2023年8月17日

インテグラル株式会社

代表取締役パートナー 山本 礼二郎

問合せ先：

コントローラー室 (03-6212-6100)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本 礼二郎	9,737,000	30.01%
佐山 展生	8,337,000	25.69%
水谷 謙作	2,700,000	8.32%
邊見 芳弘	2,126,000	6.55%
長谷川 聡子	400,000	1.23%
後藤 英恒	400,000	1.23%
仲田 真紀子	400,000	1.23%
山崎 壯	400,000	1.23%
竹内 弘高	300,000	0.92%
片倉 康就	50,000	0.15%
豊田 伸恵	30,000	0.09%

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

榎田 正昭	25,000	0.08%
岸 孝達	25,000	0.08%
本林 徹	15,000	0.05%
渡邊 弥和子	5,000	0.02%

支配株主（親会社を除く）名	-
---------------	---

親会社名	無
親会社の上場取引所	-

### 補足説明

上記の大株主の状況は、上場に行き行った公募・売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出し等によって株式を取得した株主の状況は反映していません。なお、シンジケートカバー取引の実施によりオーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸出しが当社株主に返却された結果を反映しております。

また、当社は自己株式として普通株式 1,850,000 株を保有しておりますが、上記大株主の状況から除いております。

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	12月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上 50社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主は存在していません。主要な株主を含む関連当事者との取引の実施につきましては、当社グループ内の取引以外については、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

現状コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情は認識していません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名以下
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
竹内 弘高	他の会社の出身者/学者													
富田 勝	他の会社の出身者/学者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 弘高	○	該当ありません	竹内氏は、一橋大学やハーバ

			<p>ード大学経営大学院などにおける企業経営の研究を通じて培ってきたコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しております。竹内氏は当社の創業当時より社外取締役としてガバナンス体制構築に貢献をしてきております。在任期間は 15 年となっておりますが、社外取締役の立場から、取締役会においても当社の運営や投資に関する意思決定などについて積極的に意見を述べております。また当社の PE ファンドのビジネスモデルの理解のために、当社が運営するファンドへ役職員出資を行っておりますが、独立役員である榎田、本林、三橋の 3 名と合算した出資約束手額は、全役職員の出資約束手額総額の 1 % 程度であり、出資金額は僅少に留まっております。尚、今後設立を行うファンドにおいては、独立役員による役職員出資は行わない予定であります。</p> <p>上記の点を踏まえて、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、当社の独立役員として適切な人物と判断し、竹内氏を独立役員として指定しております。</p>
富田 勝	○	該当ありません	<p>富田氏は、これまでカーネギー・メロン大学や慶応義塾大学などで先端生命科学の研究</p>

		<p>を行ってきております。また富田氏は、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社を創業しており、ビジネス及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験を有しております。富田氏は2023年8月に当社の社外取締役として就任しており、今後は、必要な際に専門である先端生命科学領域における助言を行うとともに、上場企業として適切なガバナンス体制の構築・運営がなされているかを監督する予定です。他の独立役員と異なり、当社の運営するファンドへの役職員出資を行っておらず、今後設立を行うファンドにおいても、出資を行わない予定であります。</p> <p>上記の点を踏まえて、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、当社の独立役員として適切な人物と判断し、富田氏を独立役員として指定しております。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名以上
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び監査法人による会計監査の3つを基本としております。監査役と監査法人は、定期的な会合をもち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。監査役と内部監査人は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。本事業年度における三者間での会議実績としては、2021年度の監査に係る会計監査人による監査報告会（2022年3月実施）及び2022年度の監査に係る会計監査人による監査計画の説明（2022年6月に実施）があります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
榎田 正昭	他の会社の出身者													
本林 徹	弁護士													
三橋 優隆	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
<p>榎田 正昭</p>	<p>○</p>	<p>該当ありません</p>	<p>榎田氏は、長年の日系金融機関での勤務経験及び日系大手企業における取締役並びに監査役の経験があり、当該経験を通じて企業経営や監査に関する幅広い知見を有しております。</p> <p>榎田氏は当社の創業当時より社外監査役としてガバナンス体制構築に貢献をしてきております。在任期間は15年となっておりますが、常勤監査役として当社の取締役会、経営会議、投資委員会を含む重要会議体には原則すべて出席し、当社の事業運営の全体像を把握した上で、社外監査役の立場から必要な意見を述べており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の運用に貢献しております。また当社のPEファンドのビジネスモデルの理解のために、当社が運営するファンドへ役職員出資を行っておりますが、独立役員である竹内、本林、三橋の3名と合算した出資約束金額は、全役職員の出資約束金額総額の1%程度であり、出資金額は僅少に留まっております。尚、今後設立を行うファンドにおいては、独立役員による役職員出資は行わない</p>

			<p>予定しております。</p> <p>上記の点を踏まえて、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、当社の独立役員として適切な人物と判断し、榎田氏を独立役員として指定しております。</p>
本林 徹	○	該当ありません	<p>本林氏は、弁護士ならびに大手法律事務所のパートナーとして企業法務の実務を担当するとともに、東京弁護士会や日本弁護士連合会の会長や日系大手企業の取締役・監査役を歴任する等、企業法務やコーポレート・ガバナンスに精通しております。</p> <p>本林氏は当社の創業当時より社外監査役としてガバナンス体制構築に貢献をしてきております。在任期間は15年となっておりますが、特に法的な観点から取締役会や監査役会で当社の企業運営に関して積極的に意見を述べております。また当社のPEファンドのビジネスモデルの理解のために、当社が運営するファンドへ役職員出資を行っておりますが、独立役員である竹内、榎田、三橋の3名と合算した出資約束金額は、全役職員の出資約束金額総額の1%程度であり、出資金額は僅少に留まっております。尚、今後設立を行うファンドにおいては、独立役員による役職員出</p>



			<p>資は行わない予定であります。</p> <p>上記の点を踏まえて、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、当社の独立役員として適切な人物と判断し、本林氏を独立役員として指定しております。</p>
三橋 優隆	○	該当ありません	<p>三橋氏は公認会計士として大手監査法人のパートナーや当該監査法人グループの環境・CSR 領域を中心としたサステナビリティ分野の専門サービスを提供するプロフェッショナルファームの代表を務め、また日系大手企業の取締役・監査役を歴任する等、企業経営及び ESG 投資・SDGs に精通しております。</p> <p>三橋氏は 2021 年に当社の社外監査役に就任し、就任後は専門領域である会計・ESG の関連から取締役会や監査役会などで積極的に意見を述べております。</p> <p>また三橋氏は当社の投資先であるスカイマーク株式会社の社外取締役を務めておりますが、同社は当社の子会社・関連会社ではなく、当社の社外監査役としての監査業務遂行の実効性という観点で影響を与えることはないと考えております。</p> <p>当社の PE ファンドのビジネスモデルの理解ならびに他の</p>

		<p>社外役員との平仄を踏まえ、当社が運営するファンドへ役員出資を行っておりますが、独立役員である竹内、榎田、本林の3名と合算した出資約束金額は、全役職員の出資約束金額総額の1%程度であり、出資金額は僅少となります。尚、今後設立を行うファンドにおいては、独立役員による役員出資は行わない予定であります。</p> <p>上記の点を踏まえて、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、当社の独立役員として適切な人物と判断し、三橋氏を独立役員として指定しております。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

<p>当社の社外役員 5 名は下記に規定する当社の独立性の基準を満たしており、全員を独立役員としております。社外役員は、適切な連携が図れるように、社外役員懇談会を行っております。</p> <p>当社と各社外役員の資本関係としては、竹内弘高、榎田正昭及び本林徹は当社の株主であり、また三橋優隆は新株予約権を有しております。加えて、上記の通り、当社のビジネスモデルの理解のために、竹内弘高、榎田正昭、本林徹及び三橋優隆は僅少なながら役員出資を行っておりますが、独立役員 4 名の出資約束金額合計は全役職員の出資約束金額総額の 1%程度と、僅少な金額に留まっており、社外役員の独立性に影響を与えるものではないと考えております。本資本関係以外には人的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えております。</p> <p>当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するため、社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が当社にとって十分な独立性を有するかどうかを確認しております。独立性の基準として、以下の事項に該当しないことと定めております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」）の業務執行者（※1）又は過去 10 年において業務執行者であった者</li> <li>2. 当社グループを主要な取引先とする者（※2）（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務</li> </ol>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

執行者)

3. 当社グループの主要な取引先である者(※3)(当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者)

4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

6. 当社グループの主要株主(※5)(当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者)

7. 当社グループが主要株主である法人の業務執行者

8. 社外役員の相互就任の関係(※6)にある他の会社の業務執行者

9. 当社グループから多額の寄附(※7)を受けている者(当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者)

10. 上記第1項から第9項までのいずれかに該当する者(第1項を除き、重要な者(※8)に限る。)の近親者(※9)

11. 過去10年間において、上記第2項から第10項までのいずれかに該当していた者

12. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者

※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含むが、監査役は含まれない。

※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における取引額が、当該事業年度における当該取引先グループの連結売上高の2%以上の者をいう。

※3 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における取引額が、当該事業年度における当社の連結収益の2%以上の者をいう。

※4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%以上の金銭その他の財産上の利益をいう)。

※5 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又は保有する法人をいう。

※6 社外役員の相互就任の関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

※7 多額の寄附とは、直近事業年度における、年間1,000万円以上の寄附をいう。

※8 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く。)、執行役、執行役員及び部長職以上の業務執行者並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、弁護士法人又は法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員及び理事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

※9 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の 実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

<p>当社の取締役は、社外取締役である富田氏を除き、当社が管理・運営するファンドに対して役職員出資を行っております。当該出資は、役職員が当社のファンドに対して出資を行うことで、外部投資家である有限責任組合員と利害を一致させ、当社ファンドのへのコミットメントを示すことで、ファンド利益の最大化を図ることを目的としたものになります。但し、上述の通り、独立役員である竹内、櫛田、本林、三橋による本出資は僅少な金額に留まり、当社のビジネスモデルの理解を目的としたものになります。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ストックオプションの付与対象者	社外監査役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

<p>当社は社外監査役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。また社外役員及び従業員は、インセンティブの一環として、当社が管理・運営するファンドに対して役職員出資を行っております。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>取締役及び社外役員の報酬額の総額を開示しております。</p>
-----------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、代表取締役が前年度の実績及び貢献に照らして、取締役及び監査役と検討した結果を踏まえて決定しております。</p> <p>将来的には任意の指名・報酬委員会を設置することを検討しております。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会において、客観的な立場から、企業経営の豊富な経験や専門的な知見等に基づく発言を行うことにより、重要な業務執行及び法定事項についての意思決定並びに職務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を期待しております。また社外監査役に対しては、様々な分野における専門的な知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を発揮することを期待しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法上の機関として取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社グループの取締役会は、取締役6名体制（うち社外取締役2名）となっております。

### （取締役会）

当社の取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令、定款で定められた事項及び「取締役会規程」に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務進捗報告等を行っております。（監査役会）

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（3名は社外監査役）、補欠監査役1名となっており、全監査役が専門領域における豊富な知識と経験を有する社外監査役となっております。監査役会は原則月1回の定例監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行う他、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査責任者及び監査法人等と積極的な連携、意見交換を行っております。（会計監査人）

当社の会計監査人はEY 新日本有限責任監査法人であり、適切な監査を受けております。

### （内部監査室）

当社は、代表取締役パートナーが任命する内部監査責任者1名、内部監査担当者1名が監査計画に基づき監査を実施しております。内部監査室は各部門に対して原則として年1回以上の監査計画を組み、内部監査結果について代表取締役パートナーへ適宜報告を行っております。

### （パートナー経営会議）

当社は、経営に関する重要事項（取締役会の専決事項を除く）決議のための会議体としてパートナー経営会議を設置しております。パートナー経営会議は、代表取締役パートナー、常勤取締役を含む、全パートナー及びCFOで構成されており、原則として月に1回開催しております。パートナー経営会議は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図ることとしております。

### （投資委員会・投資助言委員会）

当社は、投資実行をはじめとする投資に関する重要事項決議のための投資委員会及び投資助言委員会を設置しております。投資委員会及び投資助言委員会は、「投資委員会規程」又は「投資助言委員会規程」に基づき投資委員会決議又は投資助言委員会決議により定める当社の取締役及び従業員で構成されており、必要と認められるときに、随時開催しております。投資委員会及び投資助言委員会は、投資による有価証券等の取得、取得に関連する資金調達、有価証券等の売却、処分、投資に関する重要な契約締結等について、承認又は助言を協議し、投資業務執行の確認及び検討を迅速に行っております。

### （コンプライアンス推進委員会）

当社では、コンプライアンス推進委員会を設置し、適切なリスク管理、ハラスメントの予防・対応、コンプライアンス違反の予防・対応を、経営陣の役割と責任として推進しております。コンプライアンス

推進委員会は代表取締役パートナー（若しくは代表取締役パートナーにより任命された者）を委員長としており、四半期に1回開催し、コンプライアンスに係る取組みの推進、クレーム、コンプライアンス違反事項の定期報告の実施等を行っております。

（社外役員懇談会）

社外取締役及び社外監査役は、適切な連携が図れるように社外役員懇談会を行っており、社外役員の間で適時に必要な情報共有がなされる体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会設置会社を選択する理由としては、業務執行に対し取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を取ることが、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制として最適と判断したためであります。監査役会は、社外監査役3名で構成され、全監査役が専門領域における豊富な知識と経験を有する社外監査役となっており、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るために有効な陣容が配置されているものと判断しております。なお、当社では不測の事態に備えて、補欠監査役1名を選任しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を予定しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加を予定しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による

		説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後作成を検討いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を実施予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を実施予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討いたします。	未定
IR 資料をホームページ掲載	IR 資料を当社ホームページに掲載します。	
IR に関する部署(担当者)の設置	コントローラー室にて IR を担当します。当該部署はこれまで当社が管理するファンドの LP 投資家へのディスクロージャーの対応も行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「適時開示マニュアル」に基づき、ステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<p>当社グループは、社会の持続的な発展と、当社グループの中長期的な成長の両立を実現するために、企業活動においてサステナビリティを考慮することの重要性を認識し、環境・社会・ガバナンス（ESG）の取組みを重要視しております。社内規程の一つとして ESG チェックリストを作成しており、新規投資案件の検討時には ESG の観点でネガティブな要素が存在しないかどうかを確認しております。尚、ESG に関わる課題への対応が新たな企業価値創出の契機になると考えています。</p> <p>当社として取り組まなければならない ESG の課題や優先度の検討及び ESG マテリアリティ策定を進めております。また、当社としてはダイバーシティを重視しており、女性の活躍推進をはじめ、今後様々な取組を行っていきたいと考えております。</p>

	<p>今後の投資活動において、投資先のサステナビリティを促進することが投資リターンのさらなる向上に繋がるとの考えの下、ガバナンスだけでなく環境・社会の要素を投資先選定や投資後のモニタリングプロセスに組み込むことを明文化するとともに、投資判断の迅速性を損なうことなくリターン向上を確保するための当社のベストプラクティスを確立することについて、継続的に検討を行っています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>適時開示マニュアル、フェア・ディスクロージャー・ルール対応規程を策定しております。必要な開示は速やかに実施する方針です。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

2008年4月の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。当社は法令等を遵守し経営の透明性・効率性を高めるとともに、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ることを目指しており、内部統制システムの構築・運用は重要な経営課題であるとの認識のもと、不断の見直しによってその改善をはかっていくこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や企業の健全な活動および安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本姿勢としております。また、当社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、反社会的勢力との関係遮断に関する規則に基づき、組織として対応し、警察、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）その他反社会的勢力等排除のための外部専門機関との連携を行っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

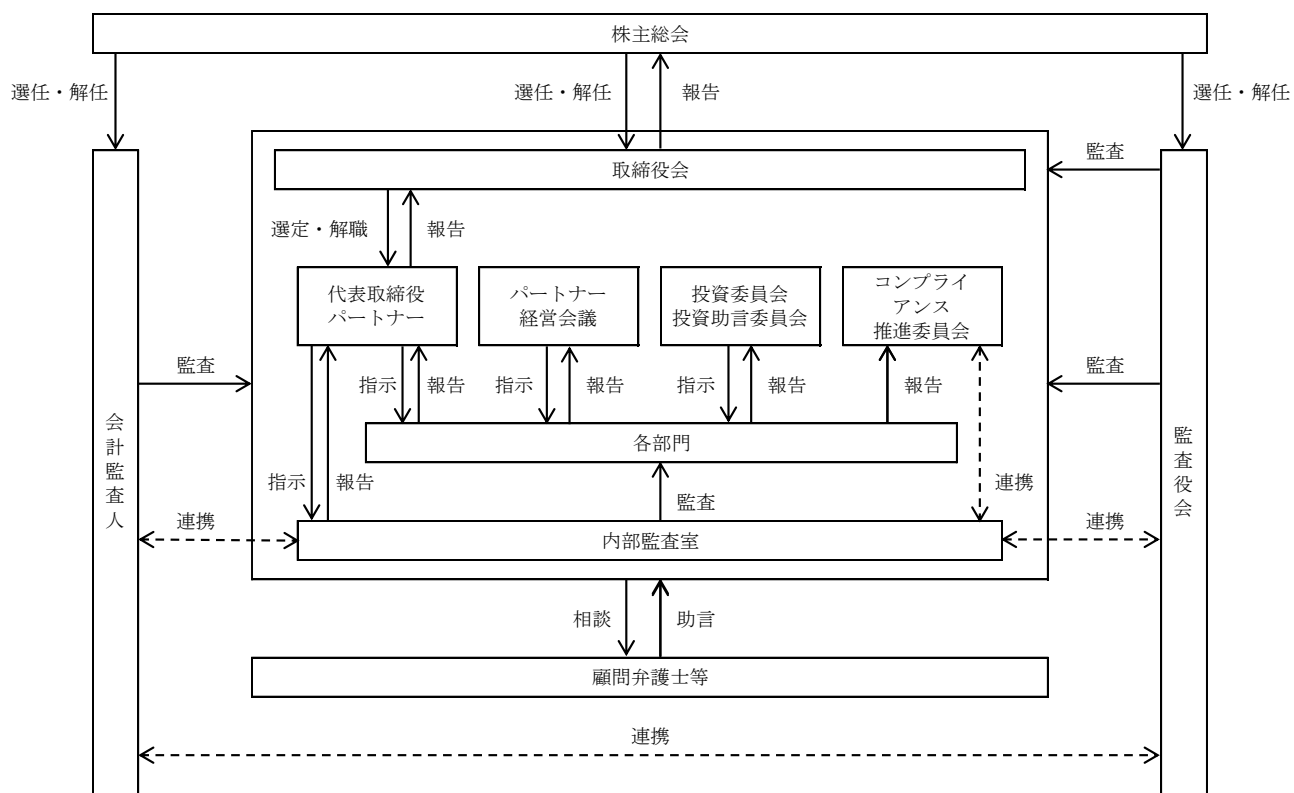
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

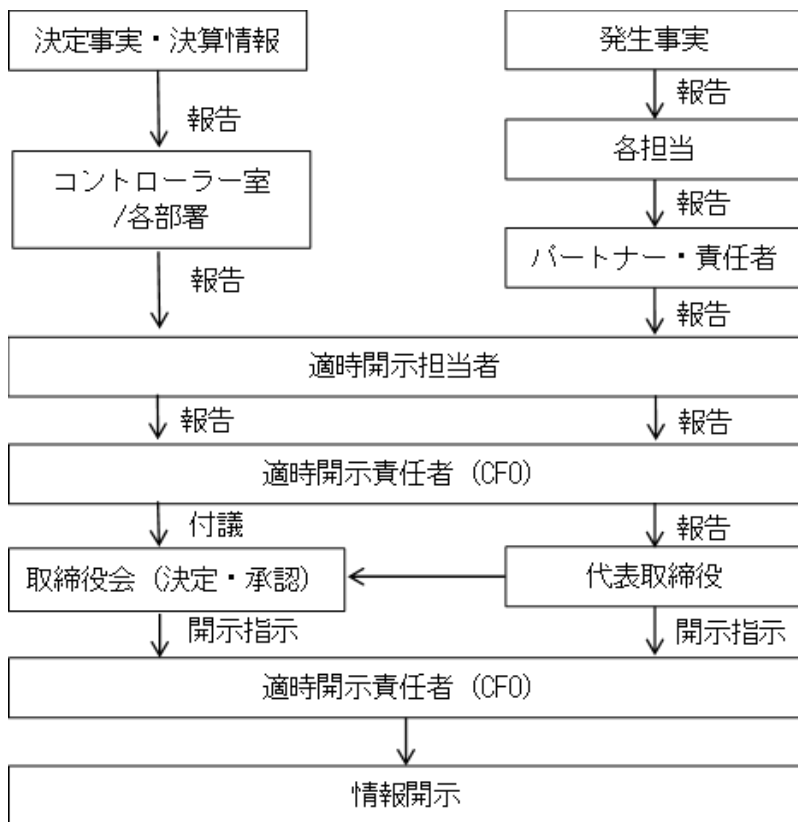
該当なし
------



【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上